

衆議院事務局の公益通報等への対応に関する件

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 衆議院事務局公益通報等対応体制（第3条—第16条）

第3章 雑則（第17条—第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 本件は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第11条第1項及び第2項の規定に基づき、同条第4項の指針を踏まえ、公益通報等対応業務従事者の定め等の衆議院事務局における公益通報等に応じ適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本件において「公益通報等」とは、職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、衆議院事務局又は衆議院事務局の事業に従事する場合におけるその職員等（第3項第1号の職員であった者、同項第2号に規定する労働者派遣に係る派遣労働者であった者並びに同項第3号の労働者であった者及び派遣労働者であった者を除く。第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項及び第20条第3項において同じ。）、代理人その他の者について通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、衆議院事務局又は衆議院事務局があらかじめ定めた者に通報することをいう。

2 本件において「通報者」とは、公益通報等をした職員等をいう。

3 本件において「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

一 衆議院事務局職員（以下「職員」という。）又は公益通報等の日前1年以内に職員であった者

二 衆議院事務局が労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。以下この号において同じ。）の役務の提供を受け、又は公益通報等の日前1年以内に受けていた場合における当該労働者派遣に係る派遣労働者（同条第2号に規定する派遣労働者をいう。次号において同じ。）

三 事業者が衆議院事務局との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は公益通報等の日前1年以内に従事していた労働者（労働基準法（昭和22年法律第49

号) 第9条に規定する労働者をいう。以下この号において同じ。) 若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者

四 事業者が衆議院事務局との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該事業に従事する当該事業者の役員(法第2条第1項に規定する役員をいう。)

4 本件において「通報対象事実等」とは、次の各号のいずれかの事実をいう。

一 法第2条第3項に規定する通報対象事実

二 前号に掲げるもののほか、衆議院職員倫理規程(平成12年5月30日議長決定)に違反する事実その他の懲戒処分の対象となる非違に当たる行為の事実

5 本件において「公益通報等対応業務」とは、公益通報等を受け、並びに当該公益通報等に係る通報対象事実等の調査をし、及びその是正に必要な措置(再発防止策を含む。以下同じ。)をとる業務をいう。

6 本件において「公益通報等対応業務従事者」とは、公益通報等対応業務に従事する者をいう。

7 本件において「公益通報等受付窓口」とは、公益通報等を部局横断的に受け付ける窓口をいう。

第2章 衆議院事務局公益通報等対応体制

(衆議院事務局公益通報等対応体制の整備)

第3条 衆議院事務局は、公益通報等に応じ、適切に対応するために必要な体制(以下「衆議院事務局公益通報等対応体制」という。)の整備その他の必要な措置をとるものとし、庶務部長が当該措置に関する事務を総括する。

2 庶務部人事課(第5条第1項において「人事課」という。)は、庶務部長の指示に基づいて、衆議院事務局公益通報等対応体制の整備、法及び衆議院事務局公益通報等対応体制の仕組みの周知及び教育、公益通報等対応業務及び相談対応業務(通報対象事実等に該当する事由に関する相談、不利益取扱い(公益通報等又はこれに関連する相談をしたことを理由として行われる懲戒処分その他の不利益取扱い(嫌がらせ等の事実上の行為を含む。))をいう。以下同じ。)に関する相談その他の公益通報等に関連する相談に応じる業務をいう。第5条第1項において同じ。)の管理その他の事務を行う。

(公益通報等対応業務従事者の定め)

第4条 庶務部長、庶務部人事課長(以下「人事課長」という。)及び庶務部人事課企画室長(次項において「人事課企画室長」という。)は、公益通報等対応業務従事者となる。

2 庶務部長は、人事課長及び人事課企画室長のほか、公益通報等受付窓口において受け付ける公益通報等に関して公益通報等対応業務を行う者であり、かつ、当該公益通報等対応業務に関して通報者を特定させる事項を伝達され

る者を、公益通報等対応業務従事者として指定するものとする。

- 3 前項の規定による指定は、書面により指定する等の公益通報等対応業務従事者の地位に就くことが公益通報等対応業務従事者となる者自身に明らかとなる方法により行うものとする。

(公益通報等受付窓口の設置等)

第5条 公益通報等を受け付けるとともに、相談対応業務を行う公益通報等受付窓口を、人事課及び衆議院事務局の外部に設置するものとする。

- 2 前項の規定により設置された公益通報等受付窓口に対して公益通報等及びこれに関連する相談をすることができる者は、職員等とする。

- 3 公益通報等及びこれに関連する相談は、匿名であっても行うことができる。

(調査)

第6条 人事課長は、公益通報等受付窓口において公益通報等を受け付けた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な調査を実施するものとする。

- 2 人事課長は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、公益通報等に関係する部署の管理又は監督の地位にある職員その他の者（以下「管理監督者等」という。）に、必要な調査を実施させることができる。この場合において、当該管理監督者等は、速やかに当該調査を実施するとともに、その結果について、人事課長に報告するものとする。

(調査への協力義務)

第7条 職員は、正当な理由がある場合を除き、前条の調査に誠実に協力しなければならない。

(是正措置)

第8条 人事課長は、第6条の調査の結果、通報対象事実等が明らかになった場合には、速やかに当該通報対象事実等の是正に必要な措置をとるものとする。

- 2 人事課長は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、通報対象事実等の是正に必要な措置をとるのに適当な部署の管理監督者等に当該是正に必要な措置をとらせることができる。この場合において、当該管理監督者等は、速やかに当該是正に必要な措置をとるとともに、その内容について、人事課長に報告するものとする。

- 3 前2項の規定により是正に必要な措置をとった者は、その後適当な時期において、当該是正に必要な措置が適切に機能しているかどうかの確認をするものとする。この場合において、当該者は、当該是正に必要な措置が適切に機能していないと認めるときは、改めて是正に必要な措置をとるものとする。

- 4 第2項の規定により是正に必要な措置をとった管理監督者等は、前項の確認をし、又は是正に必要な措置をとった場合には、人事課長に対してその内容を報告するものとする。

(懲戒処分等)

第9条 事務総長は、第6条の調査の結果、通報対象事実等が明らかになった場合には、当該通報対象事実等に係る関係者に対し、行為態様、被害の程度その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

(幹部等からの独立性の確保に関する措置)

第10条 公益通報等受付窓口において受け付ける公益通報等に係る公益通報等対応業務に関して、事務総長、部長級以上の職員及び常任委員会専門員並びに第4条第1項の公益通報等対応業務従事者に関係する事案については、これらの者からの独立性を確保するための措置をとるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 職員等、衆議院事務局の代理人その他の者は、通報者又は公益通報等に関連する相談をした者（以下「通報者等」という。）に対して、公益通報等又はこれに関連する相談をしたことを理由として、不利益取扱いをしてはならない。

2 事務総長は、前項の規定に違反して通報者等に対して不利益取扱いを行った者に対し、行為態様、被害の程度その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

3 事務総長は、第1項の規定に違反して通報者等に対して不利益取扱いが行われた場合には、当該通報者等に対し、適切な救済及び回復の措置をとるものとする。

4 人事課長は、公益通報等対応業務の終了後、当該公益通報等対応業務に係る通報者に対し、第1項の規定に違反して不利益取扱いが行われていないかどうかを適宜確認するものとする。

(範囲外共有の禁止)

第12条 職員等、衆議院事務局の代理人その他の者は、通報者等を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有する行為（次項及び第3項において「範囲外共有」という。）をしてはならない。

2 事務総長は、前項の規定に違反して範囲外共有を行った者に対し、行為態様、被害の程度その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

3 事務総長は、第1項の規定に違反して範囲外共有が行われた場合には、当該通報者等に対し、適切な救済及び回復の措置をとるものとする。

(通報者等の探索の禁止)

第13条 職員等、衆議院事務局の代理人その他の者は、通報者等を特定した上でなければ必要性の高い調査を実施することができない場合その他のやむを得ない場合を除き、通報者等を特定しようとする行為（次項において「通

報者等の探索」という。)をしてはならない。

- 2 事務総長は、前項の規定に違反して通報者等の探索を行った者に対し、行為態様、被害の程度その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

(秘密保持等)

第14条 公益通報等又はこれに関連する相談への対応に関与した者(当該対応に付随する職務等を通じて、当該公益通報等又はこれに関連する相談に関する秘密を知り得た者を含む。次項において同じ。)は、当該公益通報等又はこれに関連する相談に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

- 2 公益通報等又はこれに関連する相談への対応に関与した者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 3 事務総長は、前2項の規定に違反した者に対し、行為態様、被害の程度その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

(利益相反の排除)

第15条 公益通報等に係る事案に係る者は、公益通報等受付窓口において受け付ける当該公益通報等に関し行われる公益通報等対応業務に関与してはならない。

- 2 公益通報等対応業務に関与する者は、当該公益通報等対応業務の各段階において、利益相反関係を有するかどうかを確認するものとする。この場合において、利益相反関係を有すると思料する者は、その旨を人事課長に申告しなければならない。

- 3 人事課長は、前項後段の規定による申告を受けた場合には、当該申告をした者を引き続きその公益通報等対応業務に関与させるかどうかについて判断するものとする。

(通知)

第16条 人事課長は、第6条の調査の進捗状況を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、適宜通知するものとする。

- 2 人事課長は、公益通報等に係る通報対象事実等の中止その他第8条の是正に必要な措置をとったときはその旨を、当該公益通報等に係る通報対象事実等がないときはその旨を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、当該公益通報等に係る通報者に対し、速やかに通知するものとする。

第3章 雑則

(公益通報等対応業務従事者以外の職員への公益通報等)

第17条 公益通報等対応業務従事者（第4条第1項の公益通報等対応業務従事者及び同条第2項の公益通報等対応業務従事者で公益通報等受付窓口において現に受付を行うものに限る。）以外の職員が職員等から公益通報等を受けた場合には、当該職員は、公益通報等受付窓口に対して当該公益通報等を受けた旨を通報するものとする。

（行政機関等への公益通報）

第18条 第11条から第14条までの規定は、職員等（第2条第3項第4号に掲げる者を除く。）が法第3条第2号又は第3号に定める公益通報（法第2条第1項に規定する公益通報をいう。以下この条において同じ。）をした場合及び第2条第3項第4号に掲げる者が法第6条第2号又は第3号に定める公益通報をした場合について準用する。

（職員等への周知）

第19条 人事課長は、法及び衆議院事務局公益通報等対応体制の仕組みについて、職員等に対し、適切な方法により周知及び教育を行うものとともに、公益通報等対応業務従事者に対し、通報者等を特定させる事項の取扱いについて十分な教育を行うものとする。

（運用及び改善）

第20条 人事課長は、公益通報等又はこれに関連する相談への対応に関する記録を作成し、適切な期間保管するものとする。

2 事務総長は、定期的に衆議院事務局公益通報等対応体制の評価及び点検を実施し、必要に応じてその改善を行うものとする。

3 人事課長は、公益通報等受付窓口に寄せられた公益通報等に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、職員等に対して開示するものとする。

（細則）

第21条 本件の実施に関して必要な事項は、庶務部長が定める。

附 則

本件は、令和4年6月1日から施行する。